

NEC グループ 税務ガバナンスポリシー

日本電気株式会社

東京都港区（日本）

制定 2021年3月

最近の改正 2024年4月

（主管部門 経理財務部門）

目次

1. 目的
2. 適用範囲
3. グループ税務ガバナンスのフレームワーク
4. グループ税務戦略
5. ポリシーの改廃

1. 目的

日本電気株式会社（以下、「本社」）は、本社およびその経営管理下にあるすべての会社（以下、「NEC グループ」）¹において生じる税務リスクおよび税務ポリシーを管理するための共通フレームワークの設定を目的として、当グループ内で実施すべき税務ガバナンスの原則を策定します。

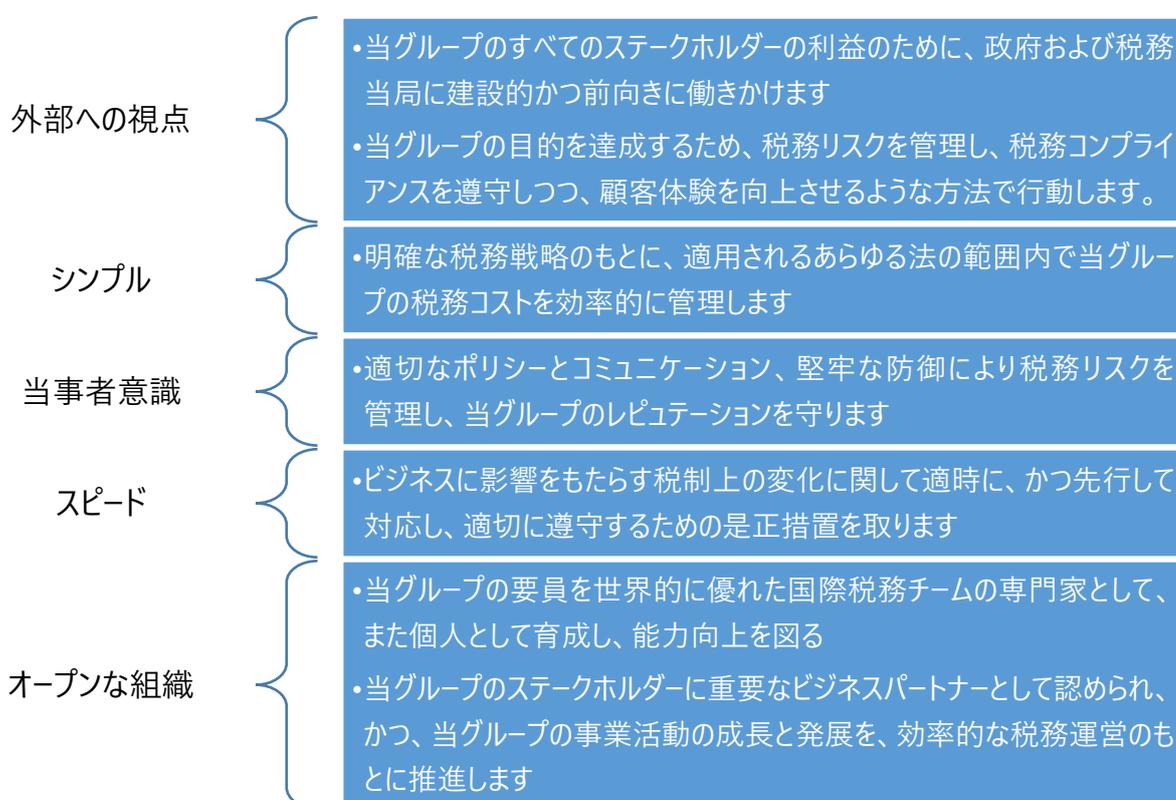
NEC グループ税務ガバナンスポリシー（以下、「本ポリシー」）は、OECD（経済開発機構）の推奨事項を踏まえるものであり、NEC グループは OECD が主導する税源浸食と利益移転（以下、「BEPS」）に関する、現在および今後制定・実施される規則、ならびに NEC グループが事業を展開する国・地域における税法や規則と共にその趣旨や精神を理解し、遵守します。

2. 適用範囲

本ポリシーの原則は、すべての NEC グループ会社に対し、その交付日から新たなポリシーにより更新されるまでの期間において適用されます。「税」、「諸税」または「課税」に関する言及は、全世界の税制およびそれに対応して NEC グループが法的責任を負う全世界のあらゆる税および同様の義務を意味します。

3. グループ税務ガバナンスのフレームワーク

NEC グループの税務ガバナンスのフレームワークは、グループの行動基準「Code of Values」に則り策定されています。



¹ NEC グループとは、日本電気株式会社を最終親会社とする多国籍企業グループを指しており、NEC 本社を含む NEC グループの連結財務諸表に連結される会社全体を指すものとします。

4. グループ税務戦略

NECグループは、ゆるぎないインテグリティ（高い倫理観と誠実さ）精神のもと、「誰もが人間性を十分に発揮できる持続可能な社会の実現を目指すこと」を存在意義とする NEC Way にも完全に合致する税務戦略を策定します。

NECグループの税務戦略は、税務リスクの制御、管理、開示、税務ポジションの報告、税務申告書の提出および適正な税額の納税を適時かつ適切な方法で行うことを目的としています。さらに、NECグループは当グループ会社間の取引に関しては、現在および将来、OECDにより制定・実施される規則ならびに当グループが事業を展開する国・地域の税法や規則に従い、独立企業間取引の原則の趣旨を理解の上遵守し、適切な利益配分を行います。商取引により利益を創出した国・地域から、商取引のない低税率国・地域に対して利益移転は行いません。

NECグループの税務戦略では、次の側面に重点を置いています。

1. 税務リスクの管理
2. 税務プランニングとリスクレベルに対する考え方
3. 税務当局への対応方針
4. ビジネスユニット・コーポレート部門との連携
5. 統制および報告

NECグループ各社の CFO²は、あらゆる投資決定および重要な事業上の決定において税務戦略を考慮します。

4.1. 税務リスクの管理

● 税務リスク：

税務リスクは次のように定義されます：

『NECグループの税務または事業上の目的に重大な悪影響を与えるか、不測のまたは許容水準以上の金銭上、財務報告書上もしくはレピュテーションの損失またはその脅威を招くような税務戦略、運営、財務報告またはコンプライアンスにかかわる出来事や行動または消極行為。』

税務リスクは複数の異なる形態で生じ（コンプライアンス上の税務リスク、事業戦略・事業運営上の税務リスク、財務上の税務リスク）、NECグループのレピュテーションリスクを含む、重大なリスクにつながる可能性があります。

² CFO が不在の NEC グループ会社においては、税務を所管する部署の最終責任者を指します。

税務リスクが与える NEC グループのレピュテーションへの影響は、NEC グループの税務当局との関係にとどまらず、株主、投資家、役職員、既存および将来の顧客ならびに NEC グループ内の取締役会など、NEC グループが有するすべてのステークホルダーとの関係に及ぶことが危惧されます。

- **税務リスク管理：**

NEC グループの税務リスク管理は、グローバルな税務リスクおよび税務コンプライアンスの管理プロセスから構成されます。当該管理プロセスは、NEC グループが事業を展開する国・地域における税法や規則により規定された税務申告が適時かつ正確に行われ、その税務申告に従ってしかるべき税金額が納付されるように設定されています。

NEC グループ各社の税務チームは税務リスクおよび税務コンプライアンスの管理の執行を担い、NEC グループ各社の CFO がその監督責任を負います³。本社の税務チーム⁴は NEC グループ全体の税務リスクおよび税務コンプライアンスの管理に関する方針を策定します。本社の CFO は、それらグループ全体の税務リスクおよび税務コンプライアンスの管理に関する監督責任を負います。

NEC グループ各社の税務チームは、税務リスク管理を徹底するため、税務リスクを特定、モニタリングし、その回避に努めます。NEC グループ各社は、下記のカバナンス体制を通じて本ポリシーを適用する責任を負います。

- NEC グループ各社の税務戦略実行に関する責任⁵や税務コンプライアンスに関する運営管理・監督³は、NEC グループ各社の CFO に帰属します。
- NEC グループ各社の税務に関する日常業務の運営は、NEC グループ各社の税務チームの責任者の監督の下、各社の税務チームが担います。
- NEC グループ各社の税務チームには、適切なトレーニングを受けた人員を配置し、必要に応じて本社の税務チームおよび外部アドバイザーの支援を求めます。

NEC グループ各社の税務チームは、重大な税務リスクについて所属グループ会社の CFO への報告を必須とし⁶、生じる可能性のある税務リスクについての概要および軽減策やコントロール方法について説明します。さらに、全社的なガバナンスの一環として NEC グループ各社は、国際的な会計規則および現地の税法や規則に従って税務状況およびすべての税務リスクが正確かつ適切に管理されるようにします。

³ 指名委員会等設置会社である NEC 本社以外のグループ各社においては、CFO は当該責任についてグループ各社の取締役会から委任を受けるものとします

⁴ NEC 本社にて、NEC グループ全体の税務方針の策定・管理および本社の連結税務申告・納税等の税務業務を担う部署を指します。

⁵ グループ各社の税務戦略実行に関する責任は、指名委員会等設置会社である NEC 本社以外のグループ各社においてはその取締役会に帰属します。

⁶ 指名委員会等設置会社である NEC 本社以外のグループ各社においてはその取締役会への報告も行うものとします。

NEC グループが税務リスクおよび税務コンプライアンスの管理プロセスに基づき税務リスク管理の執行を担保するため、当該管理プロセスの定期的な見直しと文書化を実施し、法改正、新製品・サービスの開発、その他事業体制の変更等が発生した場合は必要に応じて当該管理プロセスを更新します。

NEC グループ各社税務チームに所属しない従業員に対しては、その業務が税務管理に関わる場合は適切なトレーニングを実施します。また、必要に応じて外部アドバイザーの助言を求めます。

4.2. 税務プランニングとリスクレベルに対する考え方

NEC グループは、規制当局、税務当局、クライアントおよび社会を含む、すべてのステークホルダーからの最大限の評価と信頼を維持するべく、NEC グループが事業を展開する国・地域の税法や規則の趣旨・精神を理解し遵守することに努め、適切な税務リスク管理を行うことによってそれを担保します。

NEC グループは、商取引を行う際に、税法の趣旨や精神に則り、適用可能な税制上の優遇措置、減税および免税措置を利用します。事業目的や事業実体の伴わない、租税回避のみを目的とする税務プランニングは行いません。同様に租税回避を目的としたタックスハイブンの利用は行わず、当グループが事業を展開する国・地域において適正に納税を行います。

NEC グループは、税務リスクの評価においては各国法令や税法を遵守し、専門的かつ入念な判断のもと、責任ある企業市民としての誠意を以て実施します。課税関係や税務ポジションに不確実性がある場合には、必要に応じて外部専門家への相談や関連税務当局との事前照会制度を活用し、事実関係や影響額および重要性の観点から税務処理の妥当性を慎重に検討した上で、税務リスクを最小限にすることに努めます。

NEC グループは、OECD が制定する BEPS 原則に反するいかなる活動にも関わることはなく、NEC グループ会社内取引に係るあらゆる国際基準を遵守します。

4.3. 税務当局への対応方針

NEC グループは、倫理観と透明性をもって誠実に行動することによって、当グループが事業を展開する国・地域における現地の税務当局と健全な関係構築に努めます。必要に応じて、NEC グループは積極的に税務当局に働きかけ、事前の照会による明確化および承諾を求めることにより、NEC グループの長期的な税務ポジションならびに短期的な不確実性について明確にします。

4.4. ビジネスユニットおよびコーポレート部門との連携

NECグループでは、ビジネスユニットおよびコーポレート部門（以下、「部門」）で実施されるあらゆる取引の可能な限り早い段階で税務上の問題を把握するよう努めます。

部門が取引、投資または製品に関して税務担当者⁷に助言を求める場合、当該部門は必要なすべての情報（事実の詳細な記述、取引規模、第三者または他の管轄地域の関与、第三者による訴訟の可能性、外部から受けた助言、商業上の目的・根拠、取引の期限および事業責任者からの承認を含む）を税務担当者に提供する義務があります。

部門は、取引が適切に行われるよう管理する責任を負います。その対応の一つとして、部門は助言を求める際に、説明した事実の一貫性の確保に努めます。事実に変更が生じた場合、部門はその旨を税務担当者に通知します。

部門より通知を受けた税務担当者は、下記の通り、税務リスクを特定します。

- 部門と連携し、該当するビジネスに関連する税務全般における明確な助言をタイムリーに提供します。
- NECグループが負うことのできるリスク範囲を含む、税務ガバナンスの原則および税務リスク管理のプロセスについて、部門に理解を求めます。
- 取引に変更が生じた場合に、税務担当者が状況を理解し、税務リスクの観点から助言を提供できるようにするために、税務担当者が取引の開始から終了までのすべての段階に関与することについて、部門に理解を求めます。
- 取引案件の承認プロセスにおいて、必要な情報と適切な助言を部門へ提供することにより、税務リスクに関する意思決定者の明確な理解を促します。

4.5. 統制および報告

NECグループは、あらゆる税法および規則を遵守し、当グループが事業を展開する国・地域における現地の税務当局に対して高い透明性のもとに開示を行います。

四半期ごとに行われる財務報告の内容は、報告対象期間におけるすべての未払税額および支払税額を認識・計上したものとし、財務報告書の内容を大幅に修正する必要性が生じないように努めます。

⁷ 本社の税務チームまたは NEC グループ各社の税務チームに属する担当者を指します。

適切な会計規則への準拠ならびに統制機能および報告機能を確実に維持し、かつ、現地の税法や規則に従って税務状況およびすべての税務リスクが正確かつ適切に管理されるようにするために、本社の税務チームと NEC グループ各社の税務チームの間において高い透明性のもと緊密な連携を行います。

5. ポリシーの改廃

NEC グループ税務ガバナンスポリシーの策定およびその改廃については、本社 CFO の承認に基づき行われます。

改訂履歴

改訂年月日	改訂の概要
2024 年 4 月 24 日	新国際税制・開示義務化等の導入に伴う記載の修正、および NEC 本社の指名委員会等設置会社への移行に伴う管理責任者の定義を見直し